

十津川村漁業協同組合奈内共第1号及び奈内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する奈内共第1号及び奈内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、うなぎ、こい及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚種	漁具・漁法
あゆ	友釣、段引、立網、小たか、投網、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす、もり又は火振
あまご	竿釣、小たか、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす又はもり
うなぎ	竿釣、もんどり、延なわ、はさみ
こい・ふな	竿釣、投網

2 次の表のア欄の魚種を対象に、イ欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あゆ	友釣、段引	釣竿1人1本
	立網	1人1統 網全長 50m以下 網目 5cm以上
	小たか	1人1統 網全長 15m以下 網目 1cm以上
	投網	1人1統 網全長 10m以下 網目 1cm以上
あまご	刺網	1人2統以内 網全長 25m以下 網目 1cm以上
	竿釣	釣竿1人1本
	小たか	1人1統 網全長 15m以下 網目 1cm以上
うなぎ	刺網	1人2統以内 網全長 25m以下 網目 1cm以上
	竿釣	釣竿1人3本以内
	もんどり	1人10筒以内
	延なわ	1人100張以内 縄全長 15m以下
こい・ふな	はさみ	1人1丁
	竿釣	釣竿1人3本以内
な	投網	1人1統 網全長 10m以下 網目 1cm以上

3 次の表のア欄の魚種を対象とする、イ欄の漁具、漁法による遊漁は、ウ欄の区域内において、それぞれエ欄の期間中でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期 間
あゆ	立網	奈内共第1号の漁場区域	7月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公示する日から10月31日まで
	小たか、投網、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす、		8月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公示する日から10月31日まで

	もり又は火振	
	段引	9月1日から12月31日までの期間及びこれ以外のあゆの遊漁期間であって濁り等で友釣が行えない日
あまご	小たか、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす又はもり	8月15日から9月30日までの期間内で組合が定め公示する日から9月30日まで

4 次の左欄の区域においては、右欄の期間中、前項の規定にかかわらず友釣以外の漁具・漁法（ただし、立網を除く。）を使用してあゆの遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
十津川村杉清51番地（右岸）と十津川村杉清173番地（左岸）に架かる吊り橋より下流、十津川村山天にある藤原橋より上流の神納川の区域	小たか、投網、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす、もり又は火振の解禁日から30日間

5 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 二津野ダム湖及び風屋ダム湖での撒き餌による遊漁

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する日から12月31日まで
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する日から9月30日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
こい・ふな	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、朝日、読売、奈良新聞に掲載してするものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1. 二津野ダム堰堤の上流500m及び下流300m 2. 風屋ダム堰堤の上流500m及び下流300m 3. 十津川村大字風屋261番地の風屋ダム注水口から上流100m、下流100m 4. 十津川第一発電所放水口の上流150mと下流300m 5. 旭ダム調整池全域（満水位標高462m）及びダム堰堤（副堰堤を含む）下流200m 6. 瀬戸ダム調整池全域（満水位標高960m）及びダム堰堤下流200m 7. 瀬戸谷川（成畑川及びいささ谷を含む）全域 8. 親の谷小原地区簡易水道取水堰堤から上流全域	1月1日から12月31日まで

9. 山手川那知合地区簡易水道取水堰堤から上流全域	
---------------------------	--

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル
こい	15センチメートル
ふな	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣、段引	1日	3,000円
		1年	10,000円
	立網、小たか、投網、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす、もり又は火振	1日	12,000円
		1年	15,000円
あまご	竿釣	1日	3,000円
		1年	6,000円
	小たか、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす又はもり	1日	12,000円
		1年	15,000円
うなぎ	竿釣、もんどり、延なわ、はさみ	1日	700円
		1年	2,000円
こい	竿釣	1日	無料
		1年	無料
ふな	投網	1日	無料
		1年	無料

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 別表記載

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

小学生以下の児童	無料
身体障害者（身体障害者福祉法に基づく障害者）及び中学生並びに村内に居住する満70歳以上の高齢者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があ

ったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

様式第1号

遊 漁 承 認 証

表

裏

No.	
遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
十津川村漁業協同組合 印	

○注意事項
1
2
3
○当組合が行っている増殖事業
1
2
○当組合が行っている漁場管理
1
2

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

表

裏

No.	
漁 場 監 視 員 証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
(氏名) (年令)	
有効期間	
発行者	
十津川村漁業協同組合 印	

注 意 事 項
1
2
3